

町会活動PR業務プロポーザル
実 施 要 領

令和3年（2021年）5月

函館市市民部市民・男女共同参画課

目 次

	ページ
1 目的	1
2 業務の概要	1
3 提案限度額	1
4 プロポーザルの方法	1
5 参加資格	1
6 全体スケジュール	2
7 手続等に関する事項	2
8 審査に関する事項	3
9 失格事項	6
10 契約に関する事項	6
11 受託候補者に係る資格の喪失	6
12 企画提案書等の応募書類についての取扱い	6
13 その他留意事項	7

様 式

(様式1) 参加申込書	7
(様式2) 誓約書	8
(様式3) 質問書	9
(様式4) 企画提案書	10

別添資料

(別紙1) 町会活動PR業務仕様および企画提案書作成要領

町会活動PR業務プロポーザル実施要領

1 目的

町会活動PR業務については、近年のライフスタイルや価値観の多様化により、町会加入のメリットや必要性が求められていることから、あらためて住民に町会の存在意義や役割を認識してもらい、町会に対する理解や関心を高めてもらうことを目的としている。

本業務をより効率的・効果的に実施するためには、高度な技術力や専門性、創造性や企画力および豊富な経験を有する事業者を選定する必要があることから、プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

町会活動PR業務

(2) 業務の目的

ライフスタイルや価値観の多様化により、特に若い世代の町会離れが進んでおり、また、町会加入のメリットや必要性の認識が薄れてきていることから、あらためて、町会の存在意義や役割を住民に再認識してもらうため、これまでの情報発信方法とは異なる新たな手法により本市の町会活動等の効果的なPRを行うことで、町会に対する理解や関心を高めることを目的とする。

(3) 委託期間

契約の日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

3 提案限度額

2,100千円（消費税および地方消費税相当額を含む）

4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

5 参加資格

参加できる者は、以下の要件をすべて満たす単体の法人とする。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者であること。
- (2) 函館市内に本店または支店・営業所等を有する法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 本プロポーザル審査委員の委員が、自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人でないこと。

6 全体スケジュール

日 程		内 容
令和 3 年	5 月 19 日（水）～28 日（金）	実施要領の配布期間
	5 月 28 日（金）	参加申込書の提出期限
	6 月 4 日（金）	質問書の提出期限
	6 月 21 日（月）	応募書類等の提出期限
	6 月下旬～7 月上旬	受託候補者等の決定
	7 月上旬	選定結果の通知
	7 月上旬～中旬	契約手続き

7 手続等に関する事項

- (1) 実施要領の公開
- ア 公開日
令和 3 年（2021 年）5 月 19 日（水）から
- イ 公開方法および配布方法
函館市ホームページに公開し、同ページからダウンロードすること。
(URL : <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021042700060/>)
- (2) 参加申込書の提出
- ア 提出期限
令和 3 年（2021 年）5 月 28 日（金）午後 5 時 30 分まで必着
- イ 提出方法
電子メール、持参（平日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）、郵送（必ず配達証明付で送付）のいずれかで、参加申込書（様式 1）および誓約書（様式 2）を提出すること。
- ウ 参加資格の通知
参加申込書の提出期限後、すみやかに参加希望者へ参加資格の有無および企画提案書等の提出について通知する。
- (3) 質問書の提出
- ア 提出期限
令和 3 年（2021 年）6 月 4 日（金）午後 5 時 30 分まで必着

イ 提出方法

電子メール、持参（平日の午前8時45分～午後5時30分）、郵送のいずれかで、質問書（様式3）を提出すること。

ウ 回答方法および期日

質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載する。また、質問に対する回答の内容は、本実施要領の追加または修正とみなす。

なお、最終の回答期日は、令和3年6月9日（水）とする。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和3年（2021年）6月21日（月）午後5時30分まで必着

イ 提出方法

持参（平日の午前8時45分～午後5時30分）または郵送（必ず配達証明付で送付）により、所定の表紙（様式4）に企画提案書別紙および提案金額見積書等を添えて提出すること。（提出部数：正本1部、副本8部）

ウ 内容

応募者は、本業務の実施について「町会活動PR業務仕様および企画提案書作成要領」（別紙1）により企画提案書および提案金額見積書を作成すること。

エ その他

1 法人で複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出場所

函館市市民部市民・男女共同参画課

《住所》 〒040-8666 函館市東雲町4番13号

《電話》 0128-21-3139

《電子メール》 shimin-sekatsu@city.hakodate.hokkaido.jp

8 審査に関する事項

(1) 審査委員会の設置

最適提案者および次点者（以下「最適提案者等」という。）を選定するため、市は次に掲げる3名の委員により構成された町会活動PR業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

ア 学識経験者 1名

イ まちづくり団体関係者 1名

ウ 町会関係者 1名

(2) 審査方法

ア 審査委員会の各委員は、企画提案書等を基に書類審査によりP4(3)の審査基準に従って評価し、審査委員会の合議のうえ、各委員の評価点の合計点が最も高い者を最適提案者として選定する。

イ 合計点が最も高い順に、最適提案者、次点者として選定する。

ウ 合計点が最も高い者が複数いる場合は、委員の多数決により最適提案者を選

定する。なお、多数決によっても同得票となり、決しない場合は、審査委員会委員長が決する。

エ 次点者の選定に関し、合計点が2番目に高い者が複数の場合も、ウと同様とする。

オ ア～エに関わらず、得点率が6割未満の者は、最適提案者または次点者として選定しない。

カ 応募者が1者の場合も審査を実施する。

キ 企画提案書に関して、委員から質疑があった場合には、応募者に対し、事前に内容確認を行う。

ク 市は、特別の理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者に決定する。

(3) 審査基準

審査項目	評価基準	配点 (100)
1 ツール 内容について(動画・紙 媒体)	(1) 市民にとってわかりやすいコンセプトや閲覧者の興味を引く印象に残るようなキャッチフレーズによる内容となっているか	20
	(2) メインターゲットを的確にとらえ, 趣旨や取組の必要性が伝わる内容となっているか	10
	(3) 社会教育用の教材として活用するほか, 公共機関のホール等での放映にも活用できるよう工夫がされているか(動画)	10
2 PR内容 について	(1) 動画共有サイト等へのアクセス数を増加させるため, SNSやフリーペーパーを活用した効果的なPR手法がとられているか	20
	(2) 効果的なPR手法について独創的なアイデアを有しているか	10
3 実績, 実現性や能力 について	(1) 当該業務の円滑な実施が期待できる類似業務の実績およびノウハウを有しているか	10
	(2) 委託業務を遂行するにあたり, 必要な人員や人材の配置により業務体制が構築されており, また, 作業工程, 作業内容が明確で, 無理のない業務スケジュールとなっているか	10
	(3) 最低提案金額/提案金額×10点	10

- 【採点段階区分】
- A : 特に優れている (各項目の配点×1.0)
 - B : 優れている (各項目の配点×0.8)
 - C : 平均的である (各項目の配点×0.5)
 - D : やや劣っている (各項目の配点×0.2)
 - E : 劣っている (各項目の配点×0)

※ 評価点については, 評価基準の各項目の配点に採点段階区分の係数を乗じて計算する。

(4) 審査および受託候補者の決定

令和3年(2021年)6月下旬～7月上旬

(5) 審査結果

ア 審査結果は、令和3年(2021年)7月上旬に全応募者に対して書面で通知する。

イ 応募者名、受託候補者名および審査結果は函館市ホームページにて公表する。
なお、応募者が2者の場合、2位の応募者の評価点合計は公表しない。

ウ 審査結果に対しての異議申し立ては受付しない。

9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

- (1) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない者
- (2) 第6項第1号から第8号に定める要件に合致しない者
- (3) 審査委員会の委員と接触し、利害関係を有するなど、審査の公平性を阻害する行為を行った者
- (4) その他、本要領等で定める手続きや方法等を遵守しない者

10 契約に関する事項

市は、受託候補者として決定した者と詳細な協議のうえ、決定した仕様内容に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。

なお、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を受託候補者とし協議を行う。

11 受託候補者に係る資格の喪失

受託候補者として選定された者が、契約締結の前までの間に、次の事項に該当することとなった場合には、受託候補者の地位を取り消すものとする。

- (1) 第6項第1号から第8号に定める要件に合致しないことが判明した場合、または合致しないこととなった場合
- (2) 応募書類に重大な不備または虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 第10項第3号の行為を行っていたことが判明した場合

12 企画提案書等の応募書類についての取扱い

- (1) 提出のあった応募書類については返却しない。
- (2) 提出期限以降における応募書類の差替えならびに再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は、この限りではない。
- (3) 応募書類の提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

- (4) 応募書類は、本件業務プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、市が無償で複製し、使用することができることとする。
- (5) 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、市に帰属することとする。
- (6) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。
- (7) 市は、応募者から提出された企画提案書等について、函館市情報公開条例（平成13年条例第7号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

13 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提案金額には、企画立案、映像等の制作、制作した動画等のPRに要する経費および消耗品等、事業完了までの一切の経費を含む。
- (3) 本業務を遂行するうえで必要となる著作権等について、必要となる手続き等がある場合には、当該手続き等は受託者が行うこととし、著作権等の使用料その他必要となる費用はすべて委託料に含む。

提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用および責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

(様式1)

町会活動PR業務プロポーザル
参加申込書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

本件業務プロポーザルに参加を希望しますので、参加申込書を提出します。

参加申込者	法人名			
	代表者	印		
	所在地	(本社または支店) 〒	-----	
		(函館市内営業拠点の所在地) 〒		
担当者 連絡先	所属部署			
	役 職		フリガナ	
				氏 名
	電 話		F A X	
	E-mail			

※法人の概要がわかる資料を添付してください(会社案内など)

町会活動PR業務プロポーザル
誓約書

函館市長 工藤 壽樹 様

以下のことを誓約します。

- 1 函館市競争入札参加有資格者であること。
- 2 函館市内に本店または支店・営業所等を有する法人であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 4 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- 5 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 7 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- 8 上記1から7が事実と相違する場合は，本件業務プロポーザルの応募申込みを無効とされても異議のないこと。

令和 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

印

(様式3)

町会活動PR業務プロポーザル
質 問 書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

質問者	法人名			
	代表者			
担当者 連絡先	所属部署			
	役 職		フリガナ	
			氏 名	
	電 話		F A X	
	E-mail			

質問内容

1	
2	
3	

※質問内容を記載する行数が足りなくなった場合は、必要に応じて、行数を増やして提出してください。

(様式4)

町会活動PR業務プロポーザル
企画提案書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

法人名

代表者名

印

※正本のみに代表者印を押印してください。

標記業務について、次の書類を添えて提出します。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企画提案書別紙
- 2 提案金額見積書
- 3 過去に制作した動画DVD

受理番号	
------	--